

## 規則

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第六十四号

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例(令和六年埼玉県条例第五十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(求償権の放棄等の申出)

第二条 保証協会は、条例第三条第一項の規定による求償権の放棄等の申出を行うときは、様式第一号の求償権放棄等申出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 条例第三条第二項各号に掲げる計画の写し

二 求償権の放棄等に係る中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合にあつては、求償権の放棄等の額の配分及びその根拠を示した書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の実施の報告)

第三条 保証協会は、条例第三条第二項の規定により知事が放棄した回収納付金を受け取る権利に係る求償権の放棄等を行ったときは、様式第二号の求償権放棄等実施報告書により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 求償権の放棄等を行ったことを証する書類

二 前条第二項第二号に規定する場合にあつては、同号に掲げる書類

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(求償権の放棄等の中止の報告)

第四条 保証協会は、条例第三条第二項の規定により知事が放棄した回収納付金を受け取る権利に係る求償権の放棄等を行わないこととしたときは、様式第三号の求償権放棄等中止報告書により知事に報告しなければならない。

(私的整理に関するガイドライン)

第五条 条例第三条第二項第七号の私的整理に関するガイドラインとして規則で定

めるものは、次に掲げるものとする。

一 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（平成二十七年十二月二十五日に自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会が策定したものをいう。）又は「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則（令和二年十月三十日に同研究会が策定したものをいう。）

二 中小企業の事業再生等に関するガイドライン（令和四年三月四日に中小企業の事業再生等に関する研究会が策定したものをいう。）

（議会への報告）

第六条 条例第五条の規定により知事が議会に報告する事項は、次に掲げるものとする。

- 一 回収納付金を受け取る権利を放棄した日
- 二 回収納付金を受け取る権利を放棄した額
- 三 回収納付金を受け取る権利を放棄した理由
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

求償権放棄等申出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会  
会長

埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、求償権の放棄等を行いたいので、次のとおり申し出ます。

|                                             |                                                            |  |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--|
| 債務者の所在地、名称及び代表者の氏名<br>（個人である場合にあっては、住所及び氏名） |                                                            |  |
| 対象となる保証債務の内容                                |                                                            |  |
| 資 金 名                                       |                                                            |  |
| 保証承諾日                                       | 年 月 日                                                      |  |
| 保証承諾額                                       | 円                                                          |  |
| 融資実行日                                       | 年 月 日                                                      |  |
| 代位弁済日                                       | 年 月 日                                                      |  |
| 代位弁済額                                       | 円                                                          |  |
| 条例第 3 条第 2 項のうち、該当する号                       | 第 号                                                        |  |
| 求償権の放棄等の内容                                  | <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 不等価譲渡 |  |
| 求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込み                 |                                                            |  |
|                                             |                                                            |  |
| 申出日における求償権残高                                | 円                                                          |  |
| 求償権の放棄等を行う額                                 | 円                                                          |  |
| 求償権の放棄等を行った後の求償権残高・不等価譲渡の対価                 | 円                                                          |  |
| 求償権の放棄等予定日                                  | 年 月 日                                                      |  |
| 知事が回収納付金を受け取る権利を放棄する額                       | 円                                                          |  |

（注）「求償権の放棄等の内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会  
会長

求償権の放棄等を行ったので、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

|                                             |                                                            |
|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 債務者の所在地、名称及び代表者の氏名<br>（個人である場合にあっては、住所及び氏名） |                                                            |
| 求償権の放棄等の内容                                  | <input type="checkbox"/> 放棄 <input type="checkbox"/> 不等価譲渡 |
| 求償権の放棄等を行った日                                | 年 月 日                                                      |
| 求償権の放棄等を行う前の求償権残高                           | 円                                                          |
| 求償権の放棄等を行った額                                | 円                                                          |
| 求償権の放棄等を行った後の求償権残高・<br>不等価譲渡の対価             | 円                                                          |
| 求償権の放棄等に係る知事からの通知                           | 年 月 日付け 第 号                                                |
| 知事が回収納付金を受け取る権利を放棄した額                       | 円                                                          |

（注）「求償権の放棄等の内容」欄は、該当する□にレ印を記入すること。

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

埼玉県信用保証協会  
会長

求償権の放棄等を中止したので、埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例施行規則第 4 条の規定により、次のとおり報告します。

|                                                 |             |
|-------------------------------------------------|-------------|
| 求償権の放棄等に係る<br>知事からの通知                           | 年 月 日付け 第 号 |
| 債務者の所在地、名称<br>及び代表者の氏名<br>(個人である場合にあっては、住所及び氏名) |             |
| 求償権の放棄等を中止<br>した理由                              |             |